

低圧季時別電力

(選択約款)

2026年11月1日実施

関西電力株式会社

I 本 則

1 目 的

この選択約款は、負荷の平準化を促進し、電力設備の効率的な使用に資することを目的といたします。

2 選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この選択約款を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (3) お客様の需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または関係する法令の制定もしくは改廃があった場合には、当社は、変更後の託送約款等または関係する法令にもとづき、この選択約款を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (4) (1)、(2)または(3)の場合、当社は、選択約款の変更前は、選択約款の変更内容を、変更後は、選択約款の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電気事業法第2条の13に定める書面（以下「契約締結前交付書面」といいます。）および電気事業法第2条の14に定める書面（以下「契約締結後交付書面」といいます。）の交付に代えて、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客様の閲覧に供する方法等によりお客様にお知らせいたします。

なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとまなわない変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみを、契約締結前交付書面を交付することなく、当社のホームページに掲示する方法によりお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結後交付書面の交付もいたしません。

3 適用条件

電気特定小売供給約款（以下「供給約款」といいます。）の低圧電力の適用範囲に該当し、農産物の栽培のために、冷暖房負荷等の動力を使用する需要で、かつ、この選択約款実施の際現に選択約款の低圧季時別電力（2023年4月1日実施。）の適用を受け、この選択約款実施以降も引き続き、この選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

4 契約電力

契約電力は、供給約款の低圧電力に準じて定めます。

5 季節区分および時間帯区分

(1) 季節区分は、次のとおりといたします。

イ 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

ロ その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(2) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。

ロ 夜間時間

毎日午前 0 時から午前 8 時までおよび午後10時から翌日の午前 0 時までの時間をいいます。

6 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(3)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、契約電力に応じ 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1 契約につき最初の 7 キロワットまで	8,257 円 13 銭
上記をこえる 1 キロワットにつき	1,179 円 59 銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、託

送約款等に定める記録型等計量器により計量値を確認できるときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	17 円 88 銭	16 円 30 銭

ロ 夜間時間

1 キロワット時につき	11 円 52 銭
-------------	-----------

(3) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、供給約款の低圧電力に準ずるものといたします。

7 使用電力量の計量

- (1) 使用電力量の計量は、原則として各時間帯別に行ない、供給約款25（使用電力量の計量）に準ずるものといたします。

なお、託送約款等に定める記録型等計量器により各時間帯区分ごとの開始時刻および終了時刻における計量値を確認できる場合の料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は、各時間帯区分ごとの開始時刻および終了時刻における計量値の差引き（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）により算定された値を各時間帯ごとに合算してえた値といたします。この場合、計量器における各時間帯別の計量値の表示は省略いたします。

- (2) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、供給約款25（使用電力量の計量）(6)の場合を除き、取付けおよび取外しした電力量計ごとに(1)に準じて計量した値を合算してえた値といたします。

8 契約期間

契約期間は、次によります。

- (1) 契約期間は、4月1日から翌年の3月31日までといたします。
- (2) 契約期間満了に先だって、お客さままたは当社のいずれからでも契約変更等の申出がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、契約期間満了前は、新たな契約期間を、契約締結前交付書面を交付することなく、当社のホームページに掲示する方法によりお客さまにお知らせいたします。また、この選択約款による契約の継続後は、新たな契約期間、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

- (3) 契約期間満了に先だって、原則として他の契約種別に需給契約を変更することはできません。

9 その他

- (1) 3（適用条件）に定められた用途以外の用途に電気を使用された場合は、供給約款36（供給の停止）(3)ハに準じて取り扱います。
- (2) お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、供給約款Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。この場合、当社は、需給契約の変更前は、需給契約の変更内容を、変更後は、需給契約の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいた

します。

なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

- (3) その他の事項については、供給約款の低圧電力にかかわる規定を準用するものいたします。
- (4) この選択約款の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目）によるものいたします。

Ⅱ 実 施 細 目

そ の 他

お客さまが、契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止または契約電力を減少しようとする場合は、供給約款47（需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算）に準じて精算いたします。

なお、この場合、契約電力を減少しようとするときの各時間帯別の使用電力量は、契約電力の減少分と残余分の比で按比例分してえたものといたします。

附 則

1 実 施 期 日

この選択約款は、2026年11月 1 日から実施いたします。

2 この選択約款の実施にともなう切替措置

この選択約款実施の日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては、当社は、供給約款26（料金の算定）および27（日割計算）に準じて日割計算を行い、料金を算定いたします。

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスク単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、そ

の直後の検針日といたします。) の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0140$$

$$\beta = 0.3483$$

$$\gamma = 0.7227$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの

平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,100円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (27,100\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,100円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,100\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	16 銭 5 厘
-------------	----------

(3) 燃料費調整単価等の揭示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価をお知らせいたします。

関西電力株式会社（小売電気事業者登録番号：A0272）
大阪市北区中之島3丁目6番16号
営業時間・電話番号は当社ホームページにてご確認ください。